

# 船員部会の現況

---



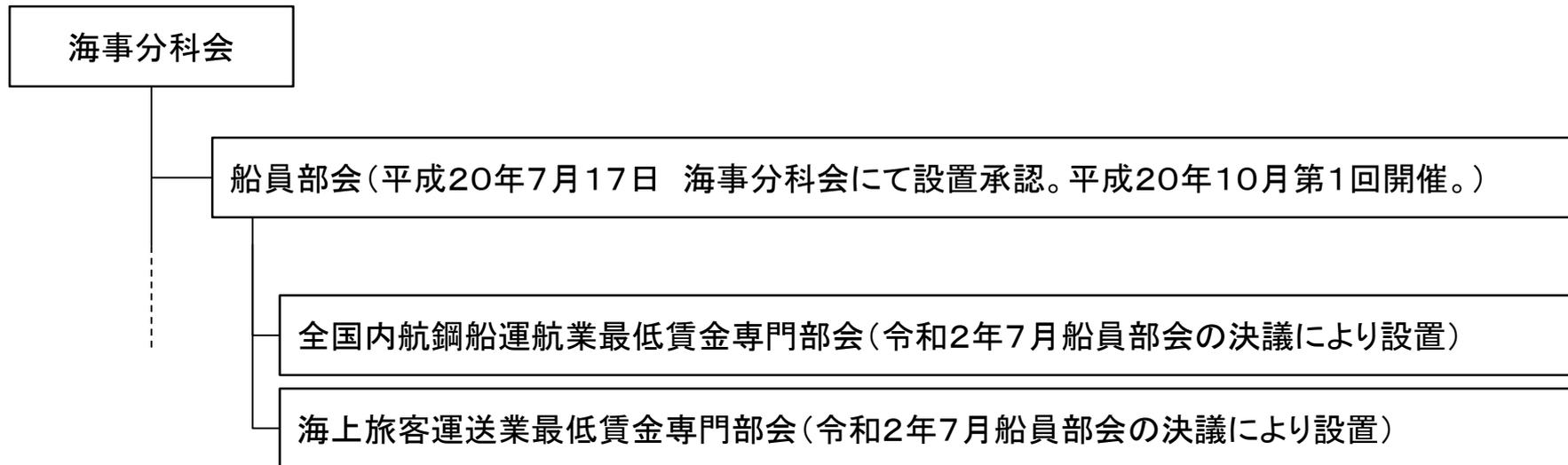
## 概要

交通政策審議会海事分科会船員部会は、船員中央労働委員会の廃止（平成20年9月）により、当該委員会が担っていた調査審議機能を引き継ぐとともに、船員政策全般に関する調査審議を行う機関として設置

- 審議事項： ①船員法、船員職業安定法等船員関係法令に基づく調査審議事項  
②船員政策に係る重要事項

体制： 公益代表8名、労働者及び使用者の代表各5名（計 18名）

## 船員部会及び最低賃金専門部会



# 船員部会の現況①

## 1. 法令に基づく調査審議事項

### (1) 船員関係法令の改正について

船員法施行規則の一部を改正する省令案等について審議【根拠法令：船員法】

### (2) 船員の最低賃金額の見直しについて

業種毎に設定されている特定最低賃金額のうち、次の業種の見直しについて審議 【根拠法令：最低賃金法】

- ① 内航鋼船運航業（最低賃金専門部会：第1回 10月5日、第2回 10月26日）
- ② 海上旅客運送業（最低賃金専門部会：第1回 10月1日、第2回 10月16日）

### (3) 事業の許可について

船員派遣事業者及び無料職業紹介事業者として適正を審議 【根拠法令：船員職業安定法】

- ① 船員派遣事業の許可（19事業者）
- ② 無料船員職業紹介事業の許可（2事業者）

### (4) 船員の災害防止計画の策定について

船員災害防止基本計画に掲げた船員災害の減少目標を達成するため、毎年作成する船員災害防止実施計画について審議 【根拠法令：船員災害防止活動の促進に関する法律】

# 船員部会の現況②

## 2. 報告事項

- |   |
|---|
| (1) 令和3年度海事関係予算等について<br>船員関係を中心に海事関係予算等について報告                     |
| (2) 船員教育機関の卒業者の求人・就職状況等について<br>船員教育機関の学生の卒業後の進路状況等について報告          |
| (3) 船員派遣事業等フォローアップ会議について<br>船員派遣事業者等への立入検査状況を報告した会議の結果について報告      |
| (4) 令和2年度船員労働安全衛生月間の実施概要について<br>令和2年9月に実施された船員労働安全衛生月間の活動概要について報告 |

## 3. 船員の働き方改革に関する検討

**2019年2月**

船員の働き方改革について議論を開始

**2020年7月～**

船員の働き方改革に関するとりまとめについて議論

**2020年9月**

「船員の働き方改革の実現に向けて」をとりまとめ

**2020年11月**

船員法改正案及び船員職業安定法改正案について諮問

**2020年12月**

船員法改正案及び船員職業安定法改正案について答申

## ○船員の働き方改革の実現に向けて当面講ずべき具体的施策

- 少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、船員の確保を図るためには、労働環境の改善等を図り、職業としての船員の魅力を向上させ、船員希望者を増やしつつ船員として定着を図ることが必要。
- 船員部会において、「船員の働き方改革」の実現に向けて議論が行われ、以下の事項について方向性をとりまとめ。

- 
- (1) 職住一体の船内の各種活動にかかる「労働時間の範囲の明確化、見直し」
  - (2) 船内記録簿のモデル様式の見直し等、「労働時間管理の適正化」
  - (3) 事業者による柔軟な乗船サイクル等の取組の推進等、「休暇取得のあり方」
  - (4) 女性活躍の推進等事業者の積極的な取組み等、「多様な働き方の実現」
  - (5) 医学的見地から船員の健康確保をサポートする仕組み作り等、「船員の健康確保」
  - (6) 労働関係法令・制度の周知と浸透等、「実効性の確保と負担軽減」

## 【労働時間管理の適正化】

具体的施策の内容	取組状況
使用者(船舶所有者)が船員の労務管理を行い、各船員の状況に応じた措置を行う仕組みの構築	船員法改正案及び船員職業安定法改正案において、左記事項を規定。

## 【労働時間の範囲の見直し】

具体的施策の内容	取組状況
以下の作業について、労働時間に関する例外的取扱いの見直し ・防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業 ・航海当直の通常の交代のために必要な作業	船員法改正案において、左記事項を規定。

## 【雇入契約の成立等に関する届出主体の見直し】

具体的施策の内容	取組状況
雇入契約の成立等に関する届出主体について、船長等から使用者(船舶所有者)への変更	船員法改正案において、左記事項を規定。

## 【適正な就業機会の確保等】

具体的施策の内容	取組状況
乗船後のトラブルの未然防止等を図るため、船員職業紹介等について所要の見直し	船員職業安定法改正案において、船員職業紹介に際して法令違反事業者からの求人申込みを不受理の対象に追加するなどの措置を規定。

※ 上記以外の制度改正が必要な事項(健康確保等)についても、必要な政省令の改正等を今後行っていく予定。